

簡易宿所（ゲストハウス）の手引き

（旅館業法に基づく簡易宿所）

令和7年5月 箱根町



箱根町ホームページ > 行政情報 > 宿泊施設一覧および民泊を営むにあたって

（ <https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000000686/index.html> ）

目次

1	はじめに	3
	本手引きの目的	3
	旅館業法に基づく民泊と、住宅宿泊事業法に基づく民泊との制度比較.....	3
2	申請のながれ	4
	申請する前に	4
	営業許可申請の手続きを要する場合.....	4
	旅館業許可申請のながれ.....	4
3	箱根町からのお願い.....	5
	標識の設置について	5
	情報提供にご協力ください.....	5
	関係機関の問い合わせ先.....	6

1 はじめに

本手引きの目的

本手引きは、近年、近隣トラブルが多数報告されている、旅館業法のなかでも特に簡易宿所営業について、注意していただきたい事柄などをまとめたものです。

簡易宿所（ゲストハウス）は住宅の隣でも旅館営業ができるため、住民生活に様々な影響を与えています。そのような状況を踏まえ、箱根町では地域に調和し、国内外から箱根を訪れる観光客・住民双方にとって価値ある施設となっただくため、設置者を対象とした本手引きを作成しました。

なお、本手引きは『旅館業法に基づく簡易宿所営業による民泊』について記載しておりますので、『住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業』の場合は、別冊「民泊の手引き」をご覧ください。

旅館業法に基づく民泊と、住宅宿泊事業法に基づく民泊との制度比較

	旅館業法（簡易宿所）	住宅宿泊事業法
所管省庁	厚生労働省	国土交通省・厚生労働省・観光庁
許認可等	許可	届出
住専地域での営業	不可	可能
営業日数の制限	制限なし	年間提供日数 180 日以内 ※1
宿泊者名簿の作成・保存義務	あり	あり
玄関帳場の設置義務（構造基準）	なし	なし
最低床面積	最低床面積あり	最低床面積あり（3.3 m ² /人）
衛生措置	換気、採光、照明、防湿、清潔等の措置	換気、除湿、清潔等の措置、定期的な清掃等
非常用照明等の安全確保措置義務	あり	あり
消防用設備等の設置	あり	あり
不在時の管理業者への委託業務	規定なし	規定あり

※1 箱根町内の第一種低層住居専用地域のうち、第1種観光地区である区域では、住宅宿泊事業を実施してはならない期間が決まっています。【住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の制限に関する条例】（平成30年神奈川県条例第26号）

2 申請のながれ

申請する前に

集合住宅や別荘地等、管理規約が定められている場合は、営業許可後のトラブルを防止するため、**旅館業営業について禁止されていないことを事前に必ずご確認ください。**

営業許可申請の手続きを要する場合

- ・新しく建築物を建て、旅館業を行う場合
- ・既許可営業施設で、建築延べ面積の50%以上にわたる増改築、移転等をする場合
- ・既許可営業施設で、営業者が変わる場合（営業者が個人→法人、法人→個人となった場合も含む）
- ・既存の建築物（用途が旅館業以外のもの）の用途を変更して旅館業を行う場合
- ・既許可営業の種別を変更する場合（例 旅館営業→簡易宿所営業）

旅館業許可申請のながれ

①事前相談、他法令の確認

- ・建築や改築工事等の前に、現在の施設基準に適合するかご相談ください。
- ・平成16年度に、施設基準が大きく変わりました。それ以前に旅館業の許可を取得していた施設では、申請する際に注意が必要です。
- ・旅館業法以外の法令については、別頁に記載の関係機関にお問い合わせください。

↓

②申請書提出

↓

③現地調査

- ・申請内容と相違がないか、監視員が現地を調査します（立合いが必要です）。

↓

④許可または不許可の決定

↓

⑤許可指令書の交付

詳しくは、申請書提出先の**神奈川県小田原保健福祉事務所**にお問い合わせください。

【神奈川県小田原保健福祉事務所（生活衛生部環境衛生課）】

住 所 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1（小田原合同庁舎 4 階）

電話番号 0465-32-8000 内線 3272～3274

3 箱根町からのお願い

標識の設置について

近年、騒音やごみの不法投棄など近隣トラブルが多数報告されています。平成 30 年 6 月 15 日の旅館業法施行条例改正に伴い、宿泊施設は敷地の入口等、公衆の見やすい場所に**施設の名称と許可番号を記載した標識の設置が義務付けられました**。なお、営業者等が常駐しない施設は、**常時連絡の取れる連絡先も記載する必要があります**。【旅館業法施行条例】（昭和 32 年神奈川県条例第 64 号）

許可取得後は、合法的な旅館業施設であることが近隣住民の方に分かるよう、速やかに標識を設置し、苦情があった場合は、速やかに対応してください。

また、宿泊者へのルールを必ず提示し、トラブル発生の予防をお願いします。

情報提供にご協力ください

町の宿泊者数等の調査（毎年 2～3 月頃調査票発送）や、情報冊子への掲載情報の提供などにご協力をお願いします。

関係機関の問い合わせ先

関係法令	所管部署	電話番号	住所
土地利用調整条例	神奈川県 土地水資源対策課	045-210-3115	横浜市中区日本大通 1
屋外広告物条例	県西土木事務所 小田原土木センター許認可 指導課	0465-34-4141	小田原市東町 5-2-58
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	小田原警察署 生活安全課	0465-32-0110	小田原市荻窪 350-1
水質汚濁防止法	県西地域総合センター 環境保全課	0465-32-8000 内線 2422~2427	小田原市荻窪 350-1 (小田原合同庁舎 3階)
建築基準法	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	0465-83-5111	開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
都市計画法	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	0465-83-5111	開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
	箱根町 都市整備課	0460-85-9566	箱根町湯本 256
箱根町土地利用の調整に関する 指導要綱	箱根町 都市整備課	0460-85-9566	箱根町湯本 256
箱根町開発事業指導要綱			
箱根町景観条例・景観計画			
箱根町町税条例（入湯税）	箱根町 税務課	0460-85-7750	箱根町湯本 256
箱根町廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理等に関する条例	箱根町 環境課	0460-85-9565	箱根町湯本 256
箱根町水道事業給水条例	箱根町 上下水道温泉課 ※1	0460-85-9569	箱根町湯本 256
箱根町下水道条例		0460-85-9567	
箱根町温泉条例			
消防法	箱根町消防本部	0460-82-4505	箱根町宮ノ下 467-1
自然公園法	環境省 関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理 事務所	0460-84-8727	箱根町元箱根 164

※1 エリアによって、県営水道の場合や民間業者から温泉が供給されていることなどがあります。

【町営水道給水区域】（問い合わせ先：箱根町上下水道温泉課）

湯本、湯本茶屋、大平台、宮ノ下、須雲川、畑宿、塔之澤、小涌谷、木賀の一部、二ノ平、芦之湯、箱根、元箱根の一部

【県営水道給水区域】（問い合わせ先：箱根水道パートナーズ（株） TEL0460-82-4306、箱根町宮城野 626-11）

仙石原、宮城野、強羅、木賀の一部、元箱根の一部

【町営温泉給湯区域】（問い合わせ先：箱根町上下水道温泉課）

箱根、元箱根の一部、芦之湯分譲地地区

【上記以外の温泉給湯区域】

上記以外の地域においては、各温泉供給会社へ直接お問い合わせください。

既存の建築物（用途が旅館業以外のもの）の用途を変更して旅館業を行う場合は、①町都市整備課、②環境課、③上下水道温泉課、④税務課、⑤消防本部への相談に漏れないようお願いいたします。